

12月4日から10日までは 人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通基準として、昭和23年12月10日の第3回国連総会において採択され、本年度60周年を迎えます。国連は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

高知地方事務局では、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所にて「特設人権相談所」を開設し、DV・セクハラ・ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待・いじめ・体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害者に関する問題、その他嫌がらせ等、人権に関するご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。また、期間中は、四十町所有のマイクロスバスに人権啓発のマグネットシートを取り付け人権意識の高揚をはかる予定となっています。

【人権週間中の

「特設人権相談所」の開設日

■ 12月4日(木)午前10時～午後3時
四十町社会福祉センター及び四十町十和総合開発センター

■ 12月10日(水)午前10時～午後3時
四十町立大正公民館

あなたも国民年金の額を増やしませんか？

◎付加年金

年金額を手軽に増やしたい方には、付加年金があります。付加年金は定額保険料(14,410円)に加え、付加保険料(400円)を納めることにより、将来の年金額に付加年金が加算される制度です。受給額は200円×付加保険料納付月数で計算します。なお、付加年金は物価スライドがありません。



◎任意加入制度

任意加入は、60歳までに25年の受給資格期間を満たせない方や、受給資格期間が満了しているが、未納期間があるため老齢基礎年金が満額にならない方が、申し出ることにより60歳以降も引き続き、最高65歳まで国民年金に任意で加入できる制度です。ただし、480月以上は納めることができません。



◎国民年金基金制度

国民年金を納めている第二号被保険者が任意で加入することができる公的な年金制度です。サラリーマン等の第二号被保険者との年金額の差を解消するために平成3年に創設されました。自分の収入に合わせて設計でき、将来受け取る年金を増やすことができます。

※いずれの制度でも全額所得税の控除対象となります。

「お問い合わせ先」

高知県国民年金基金

☎ 0888・885・2525

最低賃金改正のお知らせ

平成20年10月26日から高知県最低賃金は、

1時間 **630円**です。

「お問い合わせ先」

高知県労働局賃金室

☎ 0888・885・6024

須崎労働基準監督署

☎ 0889・42・1866



日曜・遺言等

公証法律相談(無料)

■相談担当者／中村公証役場公証人

■相談日／11月16日(日)

■開催時間／午前9時から午後5時

■場所／中村公証役場

(四十町市中村大橋通6丁目3番7号)
相談内容／遺言のほか、相続、金銭、不動産の貸借、離婚に伴う養育費、財産分与など

※予約制ですので平日に事前に電話で予約してください。

☎ 0880・34・1728